

○習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和43年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 条例第4条の規定による指導は、雑草等除去指導書(別記第1号様式)によるものとする。

(勧告)

第3条 条例第5条の規定による勧告は、雑草等除去勧告書(別記第2号様式)によるものとする。

(命令)

第4条 条例第6条の規定による命令は、雑草等除去命令書(別記第3号様式)によるものとする。

(履行期限)

第5条 条例第5条の規定による勧告又は条例第6条の規定による命令の履行期限は、第3条の雑草等除去勧告書又は前条の雑草等除去命令書の交付の日から起算して14日以内とする。

(戒告)

第6条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(別記第4号様式)によるものとする。

(代執行令書)

第7条 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書(別記第5号様式)とする。

(証票)

第8条 行政代執行法第4条の証票の様式は、代執行責任者証(別記第6号様式)とする。

(代執行の費用の徴収)

第9条 行政代執行法第5条の規定による費用の徴収については、代執行

費用納付命令書（別記第7号様式）により命ずるものとする。

（立入調査証明書）

第10条 条例第8条第2項の証明書の様式は、身分証明書（別記第8号様式）とする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別 記

第1号様式(第2条)

第 号
年 月 日

様

習志野市長

雑 草 等 除 去 指 導 書

あなたが所有し、又は管理している下記の空地は、習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第 2 条に規定する危険状態にあり、又は危険状態になるおそれがあるため、同条例第 4 条の規定に基づき、雑草等を除去するよう指導します。

記

- 1 所在地 習志野市
- 2 現地調査日 年 月 日

第2号様式(第3条)

第 号
年 月 日

様

習志野市長

雑草等除去勧告書

年 月 日付け 第 号雑草等除去指導書により指導した下記の空地の雑草等の除去について、いまだに履行されていないため、習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第 5 条の規定に基づき、年 月 日までに当該雑草等を除去するよう勧告します。

記

- 1 所在地 習志野市
- 2 現地調査日 年 月 日

第3号様式(第4条)

習志野市達 第 号
年 月 日

様

習志野市長

雑草等除去命令書

年 月 日付け 第 号雑草等除去勧告書により勧告した下記の空地の雑草等の除去について、いまだに履行されていないため、習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第 6 条の規定に基づき、年 月 日までに当該雑草等を除去するよう命じます。

記

- 1 所在地 習志野市
- 2 現地調査日 年 月 日

(教示)

様

習志野市長

戒 告 書

年 月 日付け 第 号雑草等除去命令書により下記の空地の雑草等の除去について命令しましたが、いまだその義務が履行されていません。

したがって、下記の空地の雑草等の除去について、年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき当該雑草等の除去を執行するので、同法第 3 条第 1 項の規定により、この旨戒告します。

なお、指定の期限までに当該義務を履行しない場合は、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を実施し、これに要した費用はあなたから徴収します。

記

- 1 所在地 習志野市
- 2 現地調査日 年 月 日

(教示)

様

習志野市長

代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号戒告書により下記の空地の雑草等の除去について戒告しましたが、履行期限である 年 月 日までにその義務が履行されていないため、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、同法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第 2 条の規定により、あなたから徴収します。

記

- | | |
|---------------|-------|
| 1 所在地 | 習志野市 |
| 2 現地調査日 | 年 月 日 |
| 3 代執行の時期 | 年 月 日 |
| 4 代執行責任者 | |
| 5 代執行費用の概算見積額 | |
| 6 代執行の内容 | |

(教示)

第6号様式(第8条)

代 執 行 責 任 者 証

所属
職氏名

上記の者は、 年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める執行責任者
であることを証明します。

年 月 日

習志野市長

第7号様式(第9条)

習志野市達 第 号
年 月 日

様

習志野市長

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定により、当該代執行に要した費用を下記のとおり納付するよう命じます。

なお、指定された期限までに納付しないときは、行政代執行法第 6 条第 1 項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収します。

記

- 1 請求額 円
- 2 納付期限 年 月 日まで
- 3 納付方法 別添納入通知書による

(教示)

第8号様式(第10条)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職 名 氏 名	
上記の者は、習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第8条第1項の規定により、立入調査等を行うことができる者であることを証する。	
年	月 日
習志野市長	

(裏)

習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例(抜粋)
(立入調査等)
第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、空地に立ち入らせ、当該空き地を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを掲示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。